

新株発行無効の訴えとそれに係る提訴期間の取り扱い

- 【文献種別】 判決／名古屋地方裁判所
【裁判年月日】 平成28年9月30日
【事件番号】 平成26年（ワ）第2256号、平成26年（ワ）第5435号
【事件名】 新株発行無効等請求事件（甲事件）、株主総会決議取消等請求事件（乙事件）
【裁判結果】 一部訴え却下・一部請求認容（控訴）
【参照法令】 会社法828条1項2号
【掲載誌】 金判1509号38頁

LEX/DB 文献番号 25545200

事実の概要

Y₁会社は、Y₂が平成9年7月7日に設立した株式会社である。Y₁会社は、現在は廃パチンコ台のリサイクル業を主要な業務としている。Y₁会社について、その設立時の発行済株式総数は200株であったが、その全部は創業者であるY₂名義ではなかった。

Xは、産業廃棄物等の中間処理場および最終処理場の建設・運営等を目的とするZ会社の代表取締役である。Xは、自ら又はZ会社を通じてY₁会社に対する融資を行うなどY₁会社の譲渡担保権者および監査役でもあった。平成14年4月1日には、Y₁会社は180株（以下、これを「本件株式」という。）をX名義に変更し、残りの20株はY₂名義に変更している（以下、これを「本件株式譲渡」という。）。そして、平成21年3月31日には、本件株式について、XからY₂への名義変更に係る株式移転（以下、これを「本件株式移転」という。）がなされた。しかしながら、平成23年4月25日に、Xは、Y₁会社の保有株式数を確認する訴訟を名古屋地裁に提起し、その後、Y₁会社の株主（Y₁会社の株式180株を有する株主）であることが認められている。このXからY₂への本件株式移転は最高裁まで争われたものの、最終的に認められなかった。

平成23年8月10日、Y₁会社は、上記の株式移転に係る訴訟の継続中に、資本金額を1,000万円から1,600万円に増額するため、臨時株主総会を開催し、募集株式の上限を600とする等の議案を承認可決した（以下、これを「本件新株発行総会決議」という。）。本件新株発行総会を開催するに際し、Y₁会社はXに対して事前通知お

よび株主総会の招集通知を行わなかった。その後、平成24年5月10日には、本件新株発行総会決議を踏まえて、Y₁会社の取締役会は、普通株式600株を第三者割当によって発行し、Y₂にその全ての株式を割り当てる等の議案を承認可決した（以下、これを「新株発行取締役会決議」という。）。Y₂は、普通株式600株の引受を申し込み、平成24年6月4日にその払込を終えている。また、平成24年6月11日に、本件新株発行を受けて、Y₁会社の発行済株式総数を200株から800株に、資本金の額を1,000万円から1,600万円に変更する旨の登記を行った。その後、平成25年10月3日になって新株発行がなされた事実を知ったXは、Y₁会社に対する本件新株発行の無効および不存在確認の訴えを提起し、他にもY₂等に対して損害賠償を求める訴えを提起している。

また、本件新株発行後、Y₁会社は、平成26年9月29日に定時株主総会を開催し、Xの保有株式が180株、Y₂の保有株式が620株であることを前提に、定款を変更する旨の議案等を承認可決した（以下、これを「本件各決議」という。）。本件各決議に係る株主総会を開催するに際し、Y₁会社は、Xに対して株主総会の招集通知を送付していたが、現在および変更後の定款の内容を明らかにする書面等を添付しなかった。そこで、Xは、本件各決議で議決権を行使した株主の保有する株式に係る本件新株発行が無効および不存在であるとして、本件各決議の取消およびその不存在の確認を求める訴えを提起した。

その後、本件各決議に関する株主総会決議取消の訴え等に関する訴訟が継続している状況下で、平成27年9月9日に、Y₁会社は、Xの保有株

式を180株、Y₂の保有株式を620株であることを前提に、本件各決議の取消が確定することを停止条件に、決議の性質に反しない限り平成26年9月29日に遡って効力を有することとして、本件各決議を再決議する旨の議案を承認可決している（以下、これを「本件再決議」という。）。本件再決議に係る株主総会を開催するに際し、Y₁会社は、Xに対して株主総会の招集通知を送付し、本件再決議を行った。Xは、本件再決議の日から3カ月以内にこれに対する取消訴訟等の提起はしていない。

判決の要旨

1 本件新株発行の無効の訴えの提訴期間

「本件事実関係の下においては、信義則上、Xが本件新株発行の無効の訴えを所定の提訴期間を徒過して提起したとすることはできず、当該訴えは、適法であると解するのが相当である。」

2 本件新株発行の無効の訴えに係る無効事由の有無

「これを本件についてみるに、……本件株式譲渡により、Y₁会社の発行済株式200株のうち180株をXが、その余の20株をY₂が保有することとなったのであり、その後の本件株式移転は、本件株式に係る権利移転を伴うものではなく、……株式譲渡承認請求書等を無断で作成して偽装した外観にすぎず、上記本件株式譲渡後の保有株式数を変動するものではないから、本件新株発行総会決議が行われた平成23年8月10日においても、Y₁会社の発行済株式数は200株であり、そのうち180株をXが、その余の20株をY₂がそれぞれ保有していたものである。そうすると、本件新株発行総会決議は、Y₁会社の2人の株主のうち1人であり、同社の発行済株式のうち9割の株式を保有していたXに対する本件新株発行に係る株主総会の招集通知がされることなく、Y₂がY₁会社の全株式を保有するものとして行なわれたものであるから、その手続的瑕疵の著しさに照らして、本件新株発行に係る株主総会が法律上存在したとはいえない。したがって、非公開会社であるY₁会社において……株主総会の特別決議を経ないまま株主割当て以外の方法による募集株式の発行……がされたものであるから、この瑕疵は本件新株発行の無効原因になる。」

3 本件新株発行の不存在確認の訴えに係る不存在事由の有無

「これを本件新株発行についてみるに、……Y₁会社の代表取締役であるY₂が議長として本件新株発行総会決議及び本件新株発行取締役会決議を行うなど本件新株発行に関与しており、本件新株発行に係る払込金額の払込み及び登記がなされているから、新株発行の実体がないとは評価できず、本件新株発行が不存在であるとはいえない。（なお、新株発行不存在確認の訴えには提訴期間の制限がないこと……等に照らせば、新株発行無効の訴えの提訴期間を徒過した場合の救済手段として、新株発行不存在事由を広く解釈することは相当でないというべきである。）」

判例の解説

一 本判決の意義

本件は、会社によって新株発行の事実を秘匿されたことで、株主がその後に新株発行の事実を知り、新株発行の無効の訴えおよび不存在確認の訴えおよび、新株発行に係る株主総会決議の取消の訴えおよび不存在確認の訴えを提起した事案である。本件の論点は多岐にわたっているが、新株発行の効力を巡る争いと新株発行に係る株主総会決議の効力を巡る争いに大別することができる。

そして、本件において、裁判所は、新株発行の無効の訴えの提訴期間について、信義則を根拠に、必ずしも画一的に取り扱われるわけではないことを判示している。本判決は、無効の訴えに係る提訴期間に関して、信義則上、例外的な取り扱いを認めた裁判例として意義を有するものである。加えて、本判決は、判決の要旨で取り上げたもの以外にも株主総会決議の取消および不存在確認の訴え、株主総会決議の取消の訴えの継続中に原決議と同一内容の再決議をした場合の訴えの利益等についても判示しているが、本稿では紙幅の都合により新株発行の効力を巡る争いに関する論点を中心に述べていくこととする。

二 本件新株発行の無効の訴えについて

新株発行の無効の訴えは、会社法上、訴えによってのみ認められる（会社法828条1項2号）。この無効の訴えは、提訴権者および提訴期間が定められている（会社法828条1項2号、2項2号）。また、

無効の効力が認められた場合には、対世効が認められ（会社法 838 条）、無効の効力は遡及せずに、将来に向かってのみ無効の効力が認められることとなる（会社法 839 条）。このように提訴権者および提訴期間を定めて対世効等を認める趣旨は、既成事実を尊重し取引の安全を保護するため、法律関係の画一的処理の必要性からである¹⁾。加えて、無効の一般原則によったのでは、主張の方法・相手方・時期等が無制限となり、かつ、対世効や将来効もなく、法的安定性に欠けるからとされている²⁾。

そして、無効の訴えの提訴期間は、新株発行の効力が生じた日から、公開会社では 6 か月以内であり、非公開会社では 1 年以内であるとされている（会社法 828 条 1 項 2 号）。会社法制定以前、無効の訴えの提訴期間は、他の会社組織に関する無効の訴えと同じように、効力発生時から 6 か月とされていた（旧商法 280 ノ 15）。そのため、小規模閉鎖会社では、会社側が株主総会を開催せずに新株発行をした場合に、株主がその事実気づかずに 6 か月の提訴期間を徒過してしまう危険性が指摘され、実際に紛争も生じていた。そのため、平成 17 年の会社法の制定によって、株主の利益保護を目的に、定時株主総会が年 1 回であること等も考慮し、非公開会社の場合には提訴期間を 1 年に伸長した³⁾。

三 新株発行の無効の訴えの提訴期間

本件では、新株発行の無効の訴えの提訴期間の取り扱いが問題となっている。会社法上、無効の訴えに係る提訴期間は新株発行の効力が生じた日から起算される。ここでいう新株発行の効力が生じた日とは、一般的に払込期日であるとされ、払込期間を定めた場合には、払込期間の末日になると解されている⁴⁾。会社法制定以前、最判昭 53・3・28⁵⁾は、無効の訴えの提訴期間の起算点は、新株発行の効力発生日であって、当時の商法上の文言から払込期日の翌日であると判示している。この最高裁の見解に対しては、学説上、取引の安全保護という無効の訴えの趣旨からすれば妥当な判断であったと評価されている⁶⁾。

そして、本件のように、会社が新株発行を秘匿したことによって、株主がその事実を気づかず無効の訴えに係る提訴期間を徒過してしまった場合に、その提訴期間に例外的な取り扱いを認めるべ

きかが問題となる。東京高判昭 61・8・21⁷⁾（以下、昭和 61 年判決という。）は、会社による新株発行に係る公告・通知の瑕疵によって、株主が新株発行の事実を知らず無効の訴えの提訴期間を徒過した事案であったが、「商法は新株発行の手續に瑕疵があつて無効となる場合であっても、その関係を長期間不安定の状態に置かないため、『発行の日』から六か月以内に訴えの方法によってのみ争えりとしたものであり、一部の株主の株式発行の事実についての知・不知によって、もしくは知り得べかりし事情の存否によって、右『発行ノ日』を特別に解したり、実質右六か月の期間を延長するような解釈は採り得ない。」と判示した。この昭和 61 年判決に対して、学説上、個々の株主の事情によって左右されると商法に提訴期間を定めた意味が失われるとして同判決に肯定的な見解⁸⁾と、会社側に帰責事由が認められる場合には提訴期間について例外的な取り扱いを認める等同判決に否定的な見解⁹⁾に分かれていた。

現行法下において、学説上、会社が新株発行の事実を秘匿したことで株主が提訴期間を徒過してしまった場合には、信義則上、会社側が提訴期間を徒過したことを主張できないとする見解¹⁰⁾が現れている。この見解は、小規模閉鎖会社に限定して解釈しているわけではない。本件のような、小規模閉鎖会社の場合、株式取引の安全の問題が生じることは原則的にないことから、会社側に帰責事由が認められるならば、信義則を根拠に提訴期間について例外的取り扱いを認めても問題はないように思われる。これは、小規模閉鎖会社における株主の利益保護の観点からしても妥当なものであろう。このように、信義則によって提訴期間に例外的な取り扱いを認めた場合、その起算点は株主が当該新株発行を知った日となるものと考えられる。

四 新株発行の不存在確認の訴え

本件については、無効の訴えを認める以外の法律構成として、提訴期間の制限がない新株発行の不存在確認の訴え（会社法 829 条 1 号）¹¹⁾による法律構成が考えられる。文言上は明文化されていないが、新株発行の手續を全く欠いている場合など一般的に物理的不存在があった場合に新株発行の不存在があるとされている¹²⁾。そして、学説上、物理的不存在以外にも、手続的・実体的瑕疵が著

しい場合にも不存在事由があることを認める見解もある¹³⁾。この見解は、株主が無効の訴えに定める提訴期間を遵守できなかったことについて、会社側の帰責事由が認められる場合には法的評価として不存在事由があることを認める¹⁴⁾。この見解によれば、本件のような場合、新株発行の手続に関して著しい瑕疵があるとして不存在事由が認められるものと考えられる¹⁵⁾。

また、本件の問題とは若干異なるが、新株予約権の行使によって瑕疵ある新株発行がなされた場合には、提訴期間の制限に服さず当然に無効とする見解も存在する¹⁶⁾。この見解は、新株予約権の行使など一般の新株発行以外の場合に関して述べたものである。しかし、新株発行一般についても当然無効となるものを認めうると解することも考えられる¹⁷⁾。

五 本判決について

本判決では、Y₁会社が一部の株主に招集通知をせず株主総会を開催するなどその帰責事由を認め、信義則を根拠に提訴期間について例外的取り扱いを認めている。本件は、株式取引の安全を考慮する必要はなく、株主の利益保護が優先されるべき事案であろう。また、本件の事実からすれば、株主に対して新株発行の事実を秘匿していたものといえ、会社側に帰責事由があったと認めることができるだろう。このような事情を勘案すると、本判決が、無効の訴えに係る提訴期間について例外的取り扱いを認めたことは妥当であったように思える。

また、本判決は、Y₁会社による新株発行は、Y₂が新株発行に係る取締役会に議長として関与し払込および登記を行っていることから、新株発行の実体がないとは評価できず不存在事由はないとしている。本件では、無効事由に該当する瑕疵はあるものの、新株発行に係る取締役会および株主総会を開催しており、払込や登記も済ませていることから、物理的不存在を認めることは困難であろう。前述したように、新株発行につき手続的・実体的瑕疵が著しい場合にも不存在事由があることを認める見解に立てば、株主が新株発行の事実を知るにつき会社側に帰責事由が認められる。本件では不存在事由があったものと解することができたかもしれない。最後に、本判決は、無効の訴えの提訴期間を徒過した場合の救済手段として、

不存在事由を広く解釈することは相当ではないとも述べている。本件の場合、無効の訴えに係る提訴期間に例外的取り扱いを認めることで、この点に関する限りは、妥当な結論を導けたといえる。しかしながら、無効判決の効力は遡及しないことから（会社法 839 条）、本件にあるように、瑕疵ある新株発行後の総会決議を争えなくなる可能性が残ることに留意が必要であろう。

●—注

- 1) 田中亘『会社法』（東京大学出版会、2016年）498頁、江頭憲治郎『株式会社法〔第6版〕』（有斐閣、2015年）768頁。会社法制定以前については、上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫編『新版注釈会社法(7)』（有斐閣、1987年）357頁〔近藤弘二〕。
- 2) 江頭・前掲注1) 768頁。
- 3) 相澤哲＝葉玉匡美＝郡谷大輔編『論点解説 新・会社法』（商事法務、2006年）215頁。
- 4) 龍田節＝前田雅弘『会社法大要〔第2版〕』（有斐閣、2017年）333頁、江頭・前掲注1) 768頁。
- 5) 判時886号（1978年）89頁。
- 6) 藤川研策「判批」別冊ジュリ63号（1979年）137頁、小橋一郎「判批」判タ390号（1979年）209頁。
- 7) 判時1208号（1979年）123頁。
- 8) 瀬谷ゆり子「新株発行をめぐる紛争の解決と無効の訴えの問題点」判タ859号（1994年）64頁以下、廣田康男「判解」判タ677号（1988号）230頁以下など。
- 9) 岩原紳作「判批」ジュリ947号（1989年）119頁以下、川島いづみ「判批」税経通信42巻5号（1987年）252頁以下など。
- 10) 新株発行の不存在確認の訴えは、平成17年会社法制定によって新設されたものである。平成17年以前は、判例によって新株発行の不存在が認められていた。
- 11) 田中・前掲注1) 498頁。
- 12) 江頭憲治郎＝門口正人編『会社法体系 第4巻』（青林書院、2012年）301～302頁〔真鍋美穂子〕。
- 13) 久保田安彦『企業金融と会社法・資本市場規制』（有斐閣、2015年）196頁、岩原・前掲注9) 122～123頁など。
- 14) たとえば、岩原・前掲注9) 122頁は、株主総会決議の不存在確認の訴えについて、手続的・実体的瑕疵があった場合に不存在事由があると一般的に解されていることから、新株発行に係る不存在事由も同様に解するべきとしている。
- 15) 久保田・前掲注13) 196頁。
- 16) 江頭・前掲注1) 799頁。
- 17) 江頭憲治郎＝中村直人編『論点体系 会社法6』（第一法規、2012年）133頁〔得津晶〕は、新株発行一般について提訴期間の制限に服さず当然無効となるものを認めうると解しているようにも読める。

平成国際大学専任講師 林 孝宗